



ECU Worldwide(Japan) Ltd.

平成 28 年 6 月 吉日

お客様各位

SOLAS条約改正に伴う貨物重量確定方法の制度化について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件につきましてSOLAS条約にて以前から海上輸出コンテナの総重量を船長へ提出することが義務づけられておりましたが、本年7月1日より発効される改正SOLAS条約では「総重量の確定方法と重量確定責任の事業者」が明確に規定されました。弊社ではこの改正に伴う国内規則並びに告示を遵守する為、以下の通り対応させて頂きます。お客様に於かれましては、これまで通り正確に計量された貨物重量の報告にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

改正SOLAS条約では、実運送人である弊社がコンテナ総重量を確定させ、船社又はコンテナヤード責任者に伝達する責任があると明記されている。

〈LCLの場合の弊社並びに各CFSオペレーターの対応〉

- ① 計量法に基づく計量器(特定計量器)、又は性能が確保された計量器^(*)を用いて計量された重量情報を入手(ACL情報またはDock Receipt等による)
- ② 同じコンテナに積み合わせた貨物の各重量情報と、使用したダンネージ材、コンテナ自重などを足し合わせコンテナ総重量を確定
- ③ 船会社・コンテナヤードへ伝達

^(*)計量器の製造事業者若しくは修理事業者が点検・調整し又は計量器を管理する者が定期的に点検・調整したもので、器差が±5%以内のもの

〈FCLの場合の弊社の対応〉

弊社では基本的にバン詰めを行われるお客様、または海貨業者様が改正SOLAS条約の手順に則りコンテナ総重量を確定されたものを確認する立場となる。また、総重量確定方法については、下記ホームページのガイドラインを踏襲されているものとする。

<http://www.mlit.go.jp/common/001129996.pdf>

なお、弊社にてバン詰め手配を請け負う場合は、国土交通省のガイドラインに準ずる。

改正SOLAS条約につきまして詳しくは国土交通省のホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html

以上

東京本社
TEL:03-5643-3600(輸出)
TEL:03-5643-3603(輸入)

名古屋支店
TEL:052-205-8088
(輸出入)

大阪支店
TEL:06-6120-6221(輸出)
TEL:06-6120-6266(輸入)